

手話でつながる森のまち

流山市手話言語の 普及の促進に関する条例



「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」が

平成31年4月1日に施行されました。

手話は日本語と同様に言語であることについて理解し

障害の有無にかかわらず

誰もが安心して暮らせる流山市を目指します。

基本理念

手話は日本語と同様に言語です。
ろう者や手話を必要とする人は、
手話で意思疎通を図る自由があります。

目的

手話への理解の促進を通じて、
障害による差別がない、全ての市民が
尊重し合う共生社会の実現を目指します。

流山市民のみなさん

- ・手話を理解しましょう。
- ・市の手話の事業に
協力しましょう。

市のとりくみ

- ・手話への理解と普及促進
- ・学校で手話への理解と普及
- ・災害時の情報提供など

事業者のみなさん

手話を使う市民が
利用しやすいサービスの
提供をお願いします。

手話は言語です。

手話は手や指、表情を使う目で見える言語です。
ろう者が物事を考え、伝える言葉として
大切に育んできました。
日本語を手や指、表情に変換するのではなく、
独自の語彙ごいや文法を持つ言語です。

※ろう者
耳が聞こえない人のうち、
手話を母語として
コミュニケーションをし、
日常生活を送る人々です。

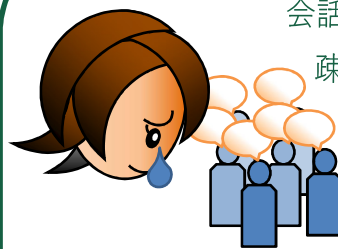
知ちってください不安ふあんなこと



災害時にサイレンが聞こえず、
避難が間に合わず被害にあっ
てしまうこともあります。

筆談などで状況を
伝えると安心します。

避難所は
○小学校



会話から置いてきぼりになり、
疎外感を感じてしまいます。

手話で挨拶してみましょう。
お互いに親しみを感じることができます。

